

田宮坑本店従業員仲仕労働争議

一、名 稱 株式会社山宮商店

二、所 在 地 福岡縣若松市若松驛構内

三、事業の種類 坑木販賣

四、資 本 金 拾萬圓

五、代 表 者 田 宮 伊 平

六、從 業 員 數 仲 仕 三 四 名

七、争議參加員數 全 員

八、争議發生年月日 昭和十二年三月四日

九、回 解決年月日 同 年三月六日

十、發 生 原 因

従業員過剰にて月収が他會社より低廉なる爲三月四日仲仕代表三名が小頭を通じて賃金値上を交渉したる處會社は即察に

之を拒絶し代表三名解雇したるに因る

十一、要 求 事 項

- 1、解雇者を復職せしむること
- 2、賃金二割五分以上値上
- 3、小頭の階級制度を全廢し店直屬とすること
- 4、勞災扶助の規程を設けること
- 5、仕事の出來高發表のこと
- 6、健康操加入のこと

十二、經 過

三月四日午前十時代表三名が誠首されるや直ちに離業に移つた仲仕全員は對策を協議し前項の款願書を作成し翌五月速速便にて會社に發送したのである。

三月五日午後款願書を受けたる會社側は事變の擴大と世評を